

第5回屋台との共生のあり方研究会

平成24年1月20日（金）

【鳥越会長】 10時になりましたので始めます。おはようございます。最初に議事に入る前に事務局からお願いします。

【事務局（臼井）】 おはようございます。第5回の研究会の開会に先立ちまして、事務局からご連絡を申し上げます。私、福岡市総務企画局企画調整部企画課長の臼井でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらず第5回屋台との共生のあり方研究会にご出席いただきまことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。資料は、会議資料といたしまして議事次第、委員名簿、配席図、第5回資料、そしてA3の取り組みの実施状況と第4回までの主なご意見を記載したもの、そして委員のご提出資料として石森委員と佐藤委員のご提出資料をお配りしております。また、委員の方々には、これまで配付した第1回から第4回までの資料をまとめたファイルを机の上に置かせていただいておりますので、議論のご参考にしてください。こちらはお持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

また、今回の会議につきましても、報道関係の皆様や傍聴される皆様に公開するとともに、動画を撮影し、配信を行ってございます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に注意事項でございます。報道関係の皆様及び傍聴される皆様には、当研究会の円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いいたします。カメラ等の撮影、取材は、委員の皆様の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。また、傍聴者の皆様には注意事項をお渡ししております。傍聴席からの発言や拍手等はできません。注意事項を守られない場合には退席していただくこともございます。どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、初めにお手元の委員名簿と座席表をごらんください。今回ご欠席の委員は、秋吉委員、佐藤委員、安野委員でございます。また、世良委員が10時半ごろ、ご用務で退席される予定でございます。

それでは、これより会議の進行は鳥越会長をお願いいたします。鳥越会長、よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 どうもお疲れさまです。この会議はもう4回やっていまして、今日で5回目になりました。行かれなかった方もいらっしゃると思いますが、実際に屋台に視察に行ったりしました。私も行きましたけれども、ここで話しているだけではわからなかったようなこともいろいろありまして、それなりにちょっとずつ議事や審議内容が深まっていると私は思っております。

4回目は、皆さん、ほとんどの方にご出席いただきました。第4回研究会では、たしか九州経済調査会の八尋さんに屋台の経済効果などについてご説明いただきました。屋台の効用について議論申し上げました。その後、屋台の持っている課題についてもいろいろ整理して、一通りの議論を行いました。

その当日、4回目の夜には、全員ではありませんでしたが、屋台の現地視察に行っていました。ちょっと寒かったですけれども、大体ほとんどの屋台の現場を見ることができ、それから屋台業者の皆さんとお話することもできました。ここで話しているだけではわからない屋台の実態がある程度わかり、大変有意義だったと思います。

この研究会は、予定では残すところあと3回です。そこで大体の結論を出すことにしております、今日は5回目になりますので、これまで皆さんで討議していただきました屋台の課題、効用など、これまでであった議論を1回、ちょっとまとめてみたいということです。その中で重要なポイントを拾い上げて、最後の残す2回の議論につなげていきたいと私は思っております。事務局にこれまでの議論をまとめたものを事務局のほうで整理してくれと話をしまして、今日は整理してもらったものを用意してもらっています。私たちの頭にも一応残っているんですけど、私などはもう今年72歳ですので記憶力が落ちていまして、一々全部覚えているわけではありません。事務局には大変ご苦労さまですけれども、これまでのところを要領よくまとめて説明をしていただきます。皆さんも聞きながら、大体、こういうことだったねと論点などを頭に思い浮かべながらお聞き願いたいと思います。

じゃあ、臼井さんからお願いします。いつも言うけれど、ゆっくりね。あなたの話はどうしても早いよ。(笑)

【事務局(臼井)】 それでは事務局からご説明させていただきます。カラーの横の屋台との共生のあり方研究会資料(第5回)をごらんください。今回はこれまでの4回でいただいたご議論を一度整理して、これまでの検証を踏まえた取り組みの考え方、また屋台の効用についてご説明をいたします。

それでは1枚おめくりいただいて、これまでの議論のまとめでございます。4ページをごらんください。これまでいただいたご議論を大きく図にまとめております。まず、左側をごらんいただければと思います。屋台の課題（マイナス面）と書いてあります。この部分は、屋台のいわばマイナス面として、これまでの検証の中で地元住民の方々を含め、さまざまなご意見をいただいたところでございます。特にトイレの問題、悪臭、不衛生の問題、またルールの不徹底の問題、不適切な排水の問題、負担の不公平感やぼったくりなど、これらがなくなっていないところがございます。また、屋台指導要綱を平成12年に制定してございますけれども、それ以降もこれらの問題が解決されなかったことに関して、特に地域住民の方々の屋台や行政に対する不信感があるのではないか等の議論をいただきました。

そして、下の矢印でございますけれども、これらマイナス面を解消していくための取り組みを行うとともに、これまでできていなかったという検証結果を踏まえ、これを繰り返さず、住民の方々の不信感を払拭できるよう、屋台営業者はもちろん、行政も真摯に取り組んでいかなければいけないというご議論をいただいていると考えております。

その方策といたしましては、また後ほど具体的にご説明いたしますけれども、処分も含めたルール徹底や環境の整備、屋台の適正な負担、その他の取り組みなどが必要というご議論をいただいております。また、時間や規格など、現状に合ったルールを考えてはどうかというところもあったと理解しております。このマイナス面の考え方はこのとおりでございます。

一方、右側、屋台の効用（プラス面）をごらんください。屋台の効用といたしましては、まず第2回にご報告をいたしましたアンケートにより、多くの市民や観光客からなくなってほしくないという一定の評価を受けております。また、それ以外にも観光資源、経済効果、他都市と比較したときの希少性、にぎわいの創出、コミュニケーションの場など、さまざまな効用があることが議論されました。

そして、今後の論点といたしましては、左側のマイナス面を解消し、不信感を払拭していくことを前提に、右側の屋台の効用を生かして、どのように屋台が福岡のまちと共生するかが考えられるところでございます。

それでは1枚おめくりいただいて、先ほどのマイナス面を解消していくための取り組みの考え方について具体的にご説明いたします。6ページをごらんください。まず、この資料の見方でございます。これまでの検証と書かれた部分で、今認識されている現状とその

下の委員意見にこの部分について出た研究会でのご意見を記載し、その下側、解決に向けた方策の考え方という部分で、まだ実現可能性を含めて完全に調整できているわけではございませんけれども、内部でも議論いたしまして想定される方策イメージについて記載してございます。

それでは、順番にご説明いたします。まず、大きな話として、屋台の基本ルール確立です。やはりルールが守られていないということに関する問題が大きく出ております。現状といたしましては、関係法令や屋台指導要綱に基づいて指導等を行っているが、遵守が不十分である。要綱で、法令等に基づいた許可取り消し等の処分手続を規定しているものの、市民に危険が及ぶなど公益を著しく害する場合でない限りは処分を行っていない現状がある。また、体制等の問題として、常時監視が困難であり、休日や深夜を含め、違反行為の現認ができていないという現状がございます。

そして、これに対するご意見といたしまして、まず基本的には屋台営業者が自主的にルールを守るべき、そこで守れていない場合に、行政はしっかりと指導や処分をすべきである。また、より厳格な処分ができるような手続をつくる一方で、規格など現実に合った基準の見直しも必要ではないか。全屋台営業者に屋台指導要綱を守る約束をしてもらってはどうか。住民、屋台営業者、行政がそれぞれ話し合いを進められるような場を設定することが必要ではないか。遵守を担保するには、強制力の伴う処分以外の方法もあわせて検討が必要ではないかというご意見をいただいたところでございます。

これらご意見を踏まえて、解決に向けた方策の考え方でございます。まず、処分がなされていない、遵守が不十分であることに関して、市として処分に対する考え方を改めて整理する必要があるのではないかと。そして、常時監視ができていないことから、常時監視の方法、これはもちろん行政の体制強化も一つ考えられますけれども、ほかにも屋台組合への権限の付与であったり、地域や市民の方々のチェックによる常時監視方法の検討が必要ではないかと。

また、ルールの見直しとして、規格、時間など、現状に合ったルールの見直しは必要ないかと。

屋台営業者の自主的な取り組みといたしまして、全屋台営業者が遵守に向けた取り組みを広く宣言してはどうか。地域住民、屋台営業者、行政が対話できる場を設置してはどうか。地域ごとの課題に合わせた講習会の実施が考えられるのではないかと。違反屋台の公表制度なども考えられるのではないかと。というところが方策として考えられるところでござい

ます。

続きまして、次のページをごらんください。環境整備についてでございます。まず、これまでの検証でございます。現状といたしまして、上下水道につきましては、アンケート結果からも出ておりますように、実態として衛生面について市民の課題意識や苦情があるけれども、上下水道が整備されている割合は高くない。実際、全屋台のうち、2割から3割程度であろうと思われます。ただ、原則といたしまして、上下水道の整備の負担については営業者が負担すべきものとされており、これは屋台指導要綱にも努力義務規定とされているところでございます。

また、もう一つの大きな整備といたしまして、トイレがございます。トイレについてもさまざまなご意見をいただきました。市民の課題意識や苦情等がある現状がございます。これも原則といたしまして、トイレは営業者において確保し、周辺の公衆トイレの整備に協力するものとされております。これも屋台指導要綱に努力義務規定が規定されております。

これに対する研究会でのご意見といたしまして、なぜ屋台のために税金を使うのかということをはっきりする必要がある、簡単に税金を使うべきではないのではないかというご意見をいただきました。また一方で、屋台を福岡市の一つの観光資源として残すのであれば、福岡市全体である程度の負担が必要ではないかというご意見もいただいたところでございます。

これを受け、解決に向けた方策のイメージといたしましては、まず基本的な考え方として、受益者負担という考え方がございます。現在の環境整備、設備管理の努力義務を屋台営業者に徹底することが必要ではないか。ただ、受益者負担による設備整備が望ましいとはいっても、トイレについては設備の規模がかなり大きいことから、営業者においても確保に向けた工夫が必要ではないか。さらに前提としては受益者負担でございますけれども、行政による環境整備の余地についても検討する必要があるか、このあたりが方策のイメージになるかと思います。

続きまして、次のページをごらんください。続いて屋台の負担でございます。現状といたしましては、周辺地価を踏まえ、一般的な公用地利用の考え方に基づいて徴収しております。今は周辺地価でございますけれども、建物も含めた周辺賃料等を考慮して試算すると一、二万円程度であることを考えますと、一定の負担は現在なされているものと考えられます。ただ一方で、市道における屋台の道路占用料については、国道や公園における屋

台と比較して、若干安い現状もございます。

これに関する委員のご意見といたしまして、付近の飲食店等と比較して不公平感が今の屋台にはあるのではないかと。また、屋台の規格は、今は8平米がルールになっておりますけれども、実態としてそれをオーバーしている屋台がかなり多いことから、これに合った額を徴収するべきで、その額が実情に合っていないのではないかとというご意見をいただいたところでございます。

この解決に向けた方策の考え方のイメージといたしまして、まず改めて負担の見直し、調整を行いまして、事業者の適正な負担を検討することが必要ではないかと。また、現状に合った規格の見直しによる規格に合った屋台の負担になるよう適正化していくべきではないかという考え方がございます。

続きまして次のページをごらんください。屋台の再配置でございます。現状といたしまして、全屋台約150軒でございますけれども、そのうち30軒の屋台が再配置対象屋台として未完了になっております。具体的な地区としては、主に長浜地区、冷泉地区、須崎地区でございます。現状といたしまして、屋台の再配置先の地元住民などからルール遵守や環境整備を含め、屋台に対する根強い反対がある。また、屋台営業を考慮し、現在地近くの再配置先を検討してきましたが、場所の確保が課題になっている現状がございます。

下に小さく書いておりますけれども、長浜については、現在、再配置に向けて取り組みを検討中でございますが、冷泉地区と須崎地区については現在、これまでいろいろ取り組みを行ってきたけれども、その次に向けた取り組みは頓挫している状況でございます。

これに対する委員のご意見といたしまして、前提として屋台営業者がルールを守れていない現状がある、まずこれを解決するべきではないかとというご意見をいただきました。また、再配置については、行政が窓口になってやっていたけれども、行政だけに任せるのではなくて、営業者自身も周辺住民の理解を得るための努力が必要ではないかと。また、これまで現在地近くの再配置先を検討してまいりましたが、観光等の目的に応じて、屋台の配置を全市的な観点から検討すべきではないかとというご意見をいただいたところでございます。

これに向けた方策のイメージといたしまして、基本的に再配置対象屋台は主に3地域に分かれておりますので、これらは地区ごとに対応すべきであり、地域住民、屋台営業者、行政が対話できる場を設ける必要があるのではないかと。また、現在地周辺だけではなく、例えば廃業屋台の跡地への移転や観光資源など、屋台の効用を生かす一定の地域、場所を

指定し、集約化するような検討も必要ではないかと考えられるところでございます。

最後に次のページをごらんください。その他総合的な取り組みでございます。まず、この研究会でのこれまでのご議論を含め、これからのご議論を踏まえた市としての屋台の位置づけと取り組み方針を明確化する必要があるのではないかと。また、これまで総合的な検証がなされてこず、前回の研究会から、最初の大きな総合的な検証がまさにこの研究会の場となっております。そういうことではなくて、定期的な施策の実施状況、実施内容がこれで適切かどうかということも含め検証が必要ではないかと。また、これまで各部局にそれぞれが屋台について取り組んでいて、総合的な施策になっていなかったのではないかとという現状がございます。屋台政策を総合的に担当するような局横断的な執行体制の構築が必要ではないかと。その下は若干具体的なものでございますが、例えば利用者がルールを守っていないような屋台を選ばないという意味で、利用者に対するルール、マナーの周知啓発も必要ではないかと。屋台組合等による料金苦情等、相談窓口の設置が必要ではないかと。また、これまで市民モニター制度や有料屋台店制度が検討されてきましたが、これらに実効性を持たせる形で市民の監視制度や優良屋台店制度というよりも模範的なルールを守っている屋台を顕彰する制度を検討すべきではないかと考えられるところでございます。

いずれにいたしましても、今回の検証を踏まえ、住民の方々の不信感を払拭するために、今後同様の問題、課題が生じないよう、市として真摯に取り組まなければいけないと考えているところでございます。それはもちろん行政だけでできる話ではなくて、屋台営業者のほうも自覚を持って取り組んでいく必要があるものと考えております。

実際に現在、行われている取り組みといたしまして、1月17日には福岡市の屋台組合で自主的な講習会をされるなど、さまざまな取り組みもされていると聞いております。そして、これら同じような問題が起きないために現在考え方としてお示ししているような施策を含め、どのようなことが必要になるかについてご意見をいただければと考えているところでございます。

ここまで屋台の課題に対する取り組みについてご説明いたしました。次に屋台の効用についてのご議論を簡単にご説明いたします。

屋台の効用について、主にご議論いただいたのは第4回であると理解しております。第4回研究会では、冒頭に会長からもいただいたとおり、九経調の八尋氏にお越しいただきまして、経済効果についてお話しいただきました。また、その議論の中で、屋台は直接的な経済効果以外にも福岡のイメージをつくっている心理的な効果や広告効果が、やはりは

るかに大きいものとしてあるのではないか。全国の都市では、まちおこしの観点から民有地に屋台村をつくる取り組みが行われている、先日の新聞でも、北九州市の民有地に屋台村をつくる取り組みが行われているという報道がございました。そういったものも含め、福岡市の屋台とはまた発生形態や発想が違うのではないか。福岡では、日本中から屋台が消えていく中で公有地に私人である屋台が残っており、屋台に希少価値が生まれているのではないか。公有地というのは単に人や車が通ったりするだけではなくて、そこで地域住民や観光客がコミュニケーションをとれるような場というのも、これからの公有地の一つの新しい考え方である。負のものはみんなで力を合わせてプラスにしていけるためのきっかけとし、お互いのきずなを深めるような場にできれば、かえってメリットになっていくのではないか。ただ、もちろんその前提として、公有地での屋台営業を認めるためには、それが既得権益のような形にならないよう、法的に権利問題をしっかり整理する必要があるというご意見をいただきました。

もちろん、前提としてやらなければいけないこともございますけれども、その中でも福岡の屋台には一定の効用が認められるのではないかとのご議論をいただいたところでございます。

以上が概要ではございますけれども、これまでの議論を事務局でまとめさせていただいたものでございます。以上でございます。

【鳥越会長】 ありがとうございます。一応、ざっと4回までの議論の中身を臼井さんからご説明いただきました。大体、私が聞いていて、おおむねこういうふうに進んだような感じはしておりますけれども、ここの委員さんの中からはもちろんいろいろ質問や疑問もあると思います。しばらく時間を取りまして、今の行政側からの説明についての質疑、それからそれを土台にしてこういう考え方ももっとあるよということがあれば、自由にフリートーキングで質疑応答したいと思います。意見のある方は、まず挙手して、それからご発言をお願いしたいと思います。

松汐さん。

【松汐委員】 おはようございます。鳥越委員長が前回指示された、そろそろ取りまとめをしようじゃないかということで、そういう資料を今日いただきました。ちょうど私もそろそろそういう時期に来ているのではないかなと感じておりました。ありがとうございます。

今までの4回では検証を主体にし、どういう経過の中でここ10年を来たのか、委員の

皆様に全部知っていただくような形になったと思います。その検証を踏まえて、今からどうしていくのか、今までのままでいいのか、今からどう変えていくのかという、もう少しきちんと詰めていかなければいけない問題があります。もう一つはそれを踏まえて、近い将来、市がお考えになっている観光のための屋台について、どういうふうに新しい考え方を構築していくのかを整理し、また議論していかなければいけないと思います。

ただ、検証の中で一つ大事な問題が残っていて、これはあらゆる問題にかかわってくると思っています。一番最後に話した方がいいんじゃないかと思っていたんですが、一代限りということについて、当然、これがいろいろな問題に引っかかっている、それが屋台のよしあしの一番の根幹になっているんじゃないかなという気がしております。そういう問題を少し掘り下げて、今日少し皆さんと議論したいと思っています。

【鳥越会長】 わかりました。一代限りについては、おそらく最初に私が申し上げましたとおり、前市長時代、指導要綱ができたときの最終的な落としどころとしてできたとは私は見ているんですね。新しいこの研究会がつくられたのですから、ここを最終的にどうするかということは当然、議論をしなければいけない。今日やるかどうかについては、ちょっと時間的问题もあります。次回にやってもいいかなと思っていますが、話が出る分には全然構いません。とりあえず、松汐さんからそういう意見があったということは、一応、テイクノートしておきます。

ほかにありますか。どうぞ。

【石森委員】 西南学院大学の石森でございます。補助資料と言いますか、資料も今回、提出いたしましたので、それも適宜、説明に使わせていただきたいと思います。

ただいまのご発言の中に屋台を何のために残すかというので、観光ということをおっしゃられました。当然、それはあるんだろうと思いますが、やはり屋台が私たち福岡市民にとってどういう役に立つのかということは、観光に限らず考えていくべきではないかと思っています。恐縮ですが、法律の話をさせていただきます。一代限りかどうか、2代目に許可を出して、それが適法なのかどうなのかという点についても、何のために残すのかをある程度明らかにしないと、基本的にはまずいだろう、わからないだろうと思います。

1月12日に毎日新聞、読売新聞に福岡市において「よかこ屋台制度」とか、食品衛生条例改正などという見出しが出たものですから、一部の委員の方にもご心配をおかけしたやに聞いております。私の資料は、その釈明ということで今日、用意しました。要するに、これは私が外部講師をやっておりました勉強会で職員の方が提言されたことでしたの

で、決して福岡市の公式の見解ではないことをお伝えしようと思った内容です。

この勉強会は、政策法務研修会というのですが、裏のほうに内容をそのままコピー・アンド・ペーストしています。今朝、急いでつくったので、私の授業の紹介の文章も入っていますが、これは自治体政策法務論という法学部で新しく開講しようと思っている授業なんです。2行目、道路法の条文を見ますと、占用許可においては、屋台にはおそらく特権的に使用させられないだろうと思います。ですので、福岡市に対してはおそらく2代目に対して許可は出さない。裁判に持っていければ、業者の方はまず勝てないというのが原則だろうと思います。

こういう前提があって、しかし3行目（2）例えば、前回の八尋さんのように福岡の屋台の文化を後世代に継承するんだという強い市民の思いがあれば、この屋台をまちづくりの基点にしたり、人々——市民と市民、市民と観光客、市民と異文化の出会いの場としたり、語らいの場としたり、福岡市の重要政策であるコミュニティ施策の推進にとりましても、非常によい場ではないかと思います。

考えてみたら、広島市民が広島カープに寄せる思いもこんなものじゃないかと思います。私、広島出身なのでそう感じます。臼井さんにも何か広島弁を感じましたが、それは置いておいて、広島市民球場というマツダスタジアムは公の施設ですけれども、カープにあんなに特権的に利用させているんですね。これは地方自治法ではちょっと想定できないようなえこひいきでございます。しかし、それは広島市民のカープにかける思いが強いからです。福岡で例えますと、屋台に対する思いが強いから、公道、公有地を屋台に使わせようということと同じことになるわけです。道路法では多分、そういうことは考えていない、地方自治法もそういうことは考えていないけれども、この思いがあれば、また話は違ってくるということになるのではないかと思います。

世良先生もおそらくそうだと思いますけれども、まさに私たちが法律的なことを考えていくに当たっても、鳥越会長が冒頭におっしゃられましたように、これまでの議論をまとめて、屋台は何のために残すのかについてある程度明確にさせていただかないと、なかなか話が前に進まない——一代限りでいいのかとか、2代目はいいのかとかの話がなかなか進まないということとございます。

今日のレジュメを拝見してまして、ご説明になられませんでしたけれども、13ページですかね、まさにこのような検討の進め方をされるのがよろしいのではないかと思います。

それぞれ補足があればしていただきたいと思います。私からは以上でございます。

【鳥越会長】 大体、わかったんですけども、石森さんのご意見の一番の中心の部分は、法律の問題というよりも、どうして屋台が必要なのか。広島のマツダスタジアムのように市民の屋台に寄せる思いが強くて、なぜ屋台を必要とするかということをもう少し深めないと、法律の話にもなかなかいけないよという趣旨と受け取ってよろしいですか。

【石森委員】 はい。

【鳥越会長】 この間、八尋さんからは効用という言葉で言っていたんですけども、単に効用ということだけではだめだということですか。もう少し何か必要ですか。

【石森委員】 何でないといけないというわけではありません。皆さんがどう思われるのかをある程度、明らかにするべきだろうということです。観光でも人と人との触れ合いはあるのかもしれませんが、あくまでも商業的ですよね。経済的なところから抜け出せない。しかし、そうではなくて、地元の人もふらっと行けて語らう場であったりとか、そこに行ったら他県の人とか外国の人もいて、自然とそのような人と触れ合ったりするような場になって、福岡市民にとってもプラスなんだ、このところを明らかにすることが全体を考えるに当たって必要で、問題の解決もそれとの相関関係になるんじゃないかと思うんですよ。それであれば、僕はトイレなどの上下水道の整備はまさに市の仕事だと思います。お金だけの問題なら、それは業者がつくるべきということになるでしょう。そういう趣旨です。

【鳥越会長】 そこは、僕は会長としては、一人一人に皆さん全員にお聞きして、その上でやりたいところです。しかし、皆さんご存じのとおり、この会のもともとの出発点は、高島市長が市長として市を率いていく立場から、屋台はそもそも福岡の一つの観光資源であったわけですけども、今どんどん減少している。ほかの日本の各都市では屋台が姿を消してしまったんですけども、このままだとなくなってしまうのではないかと。博多でもなくなっていく可能性があるんで、できれば自分が市長になったからには、屋台というものは福岡の観光資源として何とかして残したい。残す上で、さまざまな問題点や改善すべき点があるだろうから、そういうことも含めて、もちろん残していく意味も含めて議論をしていただくという前向きのご指示があり、この会ができたと思っています。だから、基本的にはできるだけ屋台は残していきましょうよというコンセンサスがある程度あるんだと思うんですね。頭からだめだという話では、きつくないんだろうと思います。

ただ、屋台が持っているマイナスの部分もしくはプラスの部分——どちらかと言います

とマイナスの部分について、委員の間で多少感じている度合いが違う。特に近くに住んでおられる方については、どっちかと言いますと、被害意識のほうが強くて、そうでない方は、利用者の立場で残したほうがいいんじゃないかということです。そのように多少、意見は違うと思うんですけれども、今、石森さんに非常にいいことをおっしゃっていただいたんですけれども、基本は屋台を残そうよという皆さんの気持ちがあって、その上での話ではないでしょうかということを石森さんはおっしゃりたかったんじゃないかと思うんです。その辺はどうか、皆さん。

はい、世良さん。

【世良委員】 私、もうじき退席させていただきますので、恐れ入りますが今の点にも関連してお話をさせていただきます。

やはり、何のために残すのかということ、そして福岡市民にとってもためになる、よい点がある、屋台のプラス面があるんだということをこの会議の共通認識にできるのであれば、そういう共通認識はやはり屋台条例という形で実現されるべきであると思いますし、その場合、条例の目的の中に書き入れられるようなものではないかと思っています。ですから、屋台の効用——プラス面は、やはり屋台条例の大きな目的になっていくものなんだということで、今後、議論を進めていかれるといいのかなと思っています。

他方で、マイナス面についてもしっかりフォローしなければいけません。プラス面をどう伸ばすかという考え方と、屋台の課題はできるだけ克服していく、それに対する手当の両方を考えていくことになります。

マイナス面について少しだけお話しさせていただきますと、何度も議論になっていますが、もともと道路というのは公共のためのものですから、道路に屋台を出すための占用の許可を与えるのは、やっぱり屋台の営業者の方に特権を与えることになっているんだろうと思うんですね。屋台以外の方はそういうことはできないわけですから、屋台営業の方に特権が与えられることになる。この特権を福岡市が与えるについては、行政はやっぱり独自の観点から広い裁量でもって、この人には特権を与える、与えないということを考えていけるんだろうと思うんです。

ただ、屋台営業者の方の屋台を開ける占用許可という特権は、それと引きかえに公的な負担と義務が課せられる、これは疑いのないところだろうと思います。この義務ははっきりさせなければいけない。しかも、そういう特権を与えるということであれば、行政、福岡市がしっかり監督をしなければならないというのも当然のことなんですね。それが今ま

ではきちんと行われていなかったんじゃないかという指摘があっているわけですから、その監督をきちんと実効化するためのルールが必要で、今までの屋台指導要綱をきちんと見直していくということは、この研究会でも必要なことなんだろうと思います。

この一定のルールというのは、プラスの目的も達成したい、そしてマイナス面の課題はしっかり克服したいということであれば、細かなこともほんとうは議論になっていくでしょうが、この研究会ではきちんとしたルールをつくるべきだという方向性やアイデアをたくさん盛り込んでいくのがよいのではないかなと思います。

市民みんなにとって屋台にはよい点があるということを正面から認めるのであれば、レジュメの13ページに屋台の公益性という言葉で書いてありますように、みんなにとってよい屋台という視点を持って、福岡市が積極的な施策を打ち出したいというのがやはり高島市長の考えだと思うんですね。それは条例化という形でしっかりやっていただきたいと思います。

【鳥越会長】　　これまで4回、お話を伺っていて、何のために屋台という根本的な問題と同時に、これまで指導要綱などのルールをつくっていてもちゃんと守られていないんじゃないかという当事者の屋台業者の方、それからそれを指導監督する立場にある行政に対する不信感が非常に強い。この行政に対する不信感が完全に100%なくなることはないかもしれませんが、この場には業者の方、住民の代表の方もいらっしゃいますので、ある程度、その不信感を払拭していくということがないとこの会をやった意味がありません。私としては、そういう形で進めたいなと思っております。

まだ時間がありますので、もう少しお話しをお伺いしたいと思います。ほかに。松汐さんはもう1回していますので、ちょっと待ってくださいね。一度もまだ発言されていない方に今日はお聞きしたいと思います。どなたか。どうぞ。宮本さん。

【宮本委員】　　九大の宮本です。これまでの議論の中で負担の不公平感というのがあります。それは、実際に屋台営業と固定店舗の営業をされている方との間の不公平感もかなりあると思うんですよ。

【鳥越会長】　　負担の不公平感ですか。

【宮本委員】　　ええ。屋台営業と固定の店舗の施設の基準とか衛生管理の基準がかなり違うはずなんですね。それについても一定の合意が必要だと思われます。現状、屋台に対して求められていることと固定の飲食店に対して求められている基準等の対比もしたほうがいいと思うんです。その中で屋台だからこれはいいだろうというのも多分あるでしょう

し、これは絶対守ってもらいたいというものも出てくると思うんですね。そこら辺の議論が今までこの会議の中ではあまりなかったと思います。行政に実際にそういう対比表みたいなものをつくっていただいて、みんなで認識したほうがいいと思います。

【鳥越会長】 それは、ちょっと僕はあまり考えていませんでした。具体的にどういうことですかね。

【宮本委員】 例えば固定の店舗だと調理場は普通、一般の家庭の台所と併用してはいけません。

【鳥越会長】 普通とは露店の場合ですか。

【宮本委員】 いや、固定の店舗の調理場では、一般の家庭の台所を使ってはいけない。併用してはいけないことになっているんですが、実際に屋台をやられている方は、下準備とかは屋台の店舗ではもちろんされないわけです。下準備をされた食材等を持ってこられて、屋台で加熱して販売されるという形態だと思うんです。その実際に下準備をされている場所が一般のお店の基準とは全く違うと思うんですよ。そういうことも含めて、衛生面で見えないところがあるかなと思うんですね。

【鳥越会長】 それは具体的にどういう問題になるんですか。つまり衛生上、それは大きな問題点に発展するということでこれが問題なのか。普通のお店と違うというのはどういう意味があるんですか。

【宮本委員】 食品衛生上の基準における実際のお店と屋台との間での不公平感を解消するためにみんなで認識したほうがいいだろうということです。

【鳥越会長】 じゃあ、具体的にどうすればいいんですか。

【宮本委員】 ですから、基準の違いがあると思うので、それはまず行政のほうに対比表をつくってもらって出してもらえばいいと思います。

【鳥越会長】 ちょっとよくわからないんですけども、何がどう違っているのか……。今、ちょっと下処理の話をされましたけれど、別にそんなに大した違いはないなという気がしたんですけども。

【西川委員】 いや、大変ですよ。

【鳥越会長】 施設の形態が違うので、それは違うのは当たり前の話なんです。営業形態が違いますから、当然、手続が違ったりするのは当たり前の話なので、違ったことによって、つまり例えばそこを利用するお客さんが非常に衛生上の問題を引き受けることになるとか、どういう問題になるんですか。百歩下がって不公平であるということを認めたと

して、不公平の結果がどういう悪影響をもたらすんですか。

【宮本委員】 悪影響というか、ここにマイナス面ということで負担の不公平感というのがありますよね。その負担ということで、今までの議論は実際に公有地を使用するところとか、公衆衛生の面での不公平感というのがあったと思うんですけども、実際にその近くに住まわれている方と屋台との問題もあるでしょうし、福岡市内には多くの固定の店舗があるわけです。それをやられている方も屋台に対してはかなり優遇されている、特権的な措置もあるので不公平感を感じられていると思うんですよ。

【鳥越会長】 そうですか。

【宮本委員】 はい。

【西川委員】 はい。

【鳥越会長】 僕は、それは知りませんけれども。

【宮本委員】 それの代表で西川さんが来られているんだと思います。それも解消していく方向でそういう資料があったほうがいいだろうということです。

それともう一つ、屋台の方たちがどんなところで実際に下準備をされているのか僕は全然知らないんですけども、例えば一般の家庭のようなところで下処理をされていればいいんでしょうけれども、その状況すら実際には明らかにされていないというところも問題だと思います。

【鳥越会長】 きっとこれは基本的な問題で、おそらくおっしゃっていることは従来の既存の店舗を構えていらっしゃる食の関係のお店がありますよね。これは長年、お店を構えていらっしゃる。そういう人たちと道路とか公園でお店を出している屋台、これは当然、違うわけですよね。もちろん成り立ちも違うわけです。その既存の店舗の方たちから、屋台があるから私たちは非常に不利益を被っているんだということもあるのかもしれない。そういうことになってくると、既存の店舗側からは、屋台そのものを全部なくしてしまえという話になりかねないですよ。

でも、ほかのまちでは別ですけども、博多ではそういう問題を内包しながらでも、お互いが何となく共存しながらやってきたというのが歴史であって、それが博多、福岡のいいところだろうなと思うんです。私は福岡に住んでいませんけれども、人が屋台に集まってきて、それがまち全体のにぎわいにもつながっていくという、お互いに共存関係というのがあって、もちろん個々にはいろいろと不利益な点もあるのかもしれませんが、全体的に見れば、屋台はまちの活性化にもある程度、意味があるんだろうな、だからこそ

博多では残っているんだろうなという気がしています。そこはそう理解して話を進めているんです。それは違うんですかね。

【宮本委員】 それはもちろん理解はしていますよ。やめてしまえというわけではもちろんないですが、残すにしても皆さんの目に触れていないところについても明らかにしたほうがいいだろうという意見です。残す方向で議論するにしても、このくらいだったらいいよねとか、これはだめだよねというのが必ずあると思うので、その基準をあまり皆さん、ご存じない。今、鳥越委員長もおっしゃいましたけれど、よくおわかりになっていないところがあると思いますし、まず理解をする上で必要だろうという意見です。

【鳥越会長】 なるほど、わかりました。負担の不公平感については、少し考えたほうがいいんじゃないかということですね。

【園田委員】 いろいろなご意見、ご批判もございますが、市長が観光目的で屋台を存続しようとおっしゃっておられます。そういうことで屋台の組合員さんも今までと意識を全然変えまして、自分たちも観光を担っているというプライドを持って、また私どもも屋台に参りましたときには組合員さんにそういう意識を認識させていきたいと思います。

組合長さん方は大変でしょうけれど、これは皆さんで育てていくという心がけを持って、屋台に行かれたときはご指導とか、またいろいろな悩みとかを聞いてあげて、一つずつ解決していくよりほかはないと思っております。

以上です。

【鳥越会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【早川委員】 もともと屋台というものは、店舗を持つ前提で屋台というものに手をかけたのが最初の生い立ちだと思います。小さな店舗でもいいから持ちたい者が屋台を始めて、少しでも安い料理を提供して、小金を貯めて、固定店舗を持つ、それが屋台の大体の前身、生い立ちですね。

ですけれども、今のように時代が変わってきますと、いろいろな屋台の形態ができてきた。大体、屋台の営業は食品衛生上から加熱した物しか出せません。おでんやラーメン、そういう物ではないと営業許可はおろせないんですよ。ですけれども、今のこの時代になると多様化してきて、あるときは生ものを出したりする違法の店舗だってあります。

ですから、しっかり各関係機関が手を組んで、屋台組合も連携して、きちんと規制をして、その規制にのっとった屋台を出すということが、観光客にも喜ばれますし、地域の住

民にも納得してもらえる屋台になるんだろうと思います。

市長さんが今、提言しているような屋台をつくるためには、より一層、規制を厳しくして、それになかったものが丸適の屋台、優良店舗の屋台で、「ここに皆さん、行ってください」ということになる。そういう店舗の成り立ち方が理想と私は思っております。

【鳥越会長】 今日、屋台関係者は米倉さんと澤野さんですね。いつもいらっしゃる安野さんはご欠席ですね。

米倉さんにちょっとお聞きしたいんですが、今のようなお話があつて、屋台は生ものを扱ってはいけないという規制が食品衛生上の問題としてあるにもかかわらず、実は生ものに手を出してしまうところもある。したがって、屋台の規制といいますか、法律的な問題、それから実際の運営上の問題をきちんとしたほうがいいんじゃないかということと言われたんですけれども、実際に屋台業者のお仲間をごらんになっていて、そういう人も中にはいるんですか。

【米倉委員】 これまで1年に1軒ぐらい、そういう違法な屋台がありました。

【鳥越会長】 それは保健所からの摘発になるわけですか。

【米倉委員】 そうです。保健所などから注意がありまして、違反した経営者も一緒に保健所に出向き、同席して注意を受けています。

前は3日とか4日とか営業停止になっていたんですけど、今はホームページに罰則で店舗の名前と何々を出していたということが1週間ぐらいずっと流れるんですね。

【鳥越会長】 なるほど、出るんですか。

【米倉委員】 私たちの組合には今77の組合員がいるんです。屋台が61で、普通の店舗の方が17あるんですね。それでこの前、1月17日に講習会を行いました。1部、2部、3部とあり、1部が保健所のキド係長さんの講演で、「食品関係の屋台営業者とは」という内容で、屋台営業の業種、許可条件、設置基準等いろいろな話をしてもらいました。2部は税金申告の説明会です。これは組合で一括してやっています。それで3部は、屋台業者、経営者と若い店主に、営業していく上での規則、ルールを知らない人がたくさんいるということで、こういう講習会を行ったわけです。

その席上で、私、スローガンを出しました。組合としてこういうふうなことをしようということで「福岡のまちから屋台の火を消さないためにも、屋台指導要綱を守り、自分がルールを守り、営業地域のみんなでルールを守り、組合員の違反者をなくしましょう」と。

【鳥越会長】 何か結構、長いスローガンですね。新聞によると「屋台の火を消さない

ためにルールを守ろう」と簡単になっています。趣旨としてはこういうことですね。

【米倉委員】 そうです。これを組合の今年のスローガンとしています。

【鳥越会長】 これは質問ですが、１７日に８０店舗の経営者らの教育講習会を初めておやりになったと。この主催はどこですか。

【米倉委員】 うちの組合です。福岡市移動飲食店組合です。

【鳥越会長】 組合の自主的なものですね。

【米倉委員】 今まで、この６０年間、一度もやったことがないということです。

【鳥越会長】 初めてというのは、こういう会で議論されているということも背景にありますよね。

【米倉委員】 そうですね。だれが見てもあまりきれいじゃない店が結構あって、その中に若いルールを知らない経営者がいるので、その講習会をしようということでした。

【鳥越会長】 なるほど。要するに行政や住民やほかの方々からいろいろ言われるわけですけども、言われるだけでなく、自主的に自分たちで少しでも皆さんに歓迎されるような屋台にしていこうという自主的な会をお持ちになったということですね。これは、ある意味ではこの研究会の一つの成果、というところちょっと怒られますけれど、その連携でそういうことが行われたと理解してよろしいですか。

【米倉委員】 はい。

【鳥越会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ、福山さん。

【福山委員】 今日これまでの議論と今後の論点をまとめていただきまして、非常にわかりやすい資料だと思います。

この資料の中で、屋台の効用面、プラス面ですが、この中で言われている観光資源、それから、市民・観光客の評価、私はこれが高島市長が屋台問題を検討したい、協議をやりたいという原点だろうと思います。いわゆるキーワードは観光資源であり、それから、市民・観光客の評価が高いと同時に、今日、佐藤委員のお話だと、外部の人、県外の人でも屋台に期待しているということでした。

一方、これがキーワードで出発点であるということを踏まえ、年末年始には私はたくさんの人に出会いました。その中で「屋台はやめらんな」と言うんですね。一部の人が、屋台問題検討会では屋台をやめるという意見が当然出てきているんだというニュアンスを持っていることを私はかなり感じるんです。

私は福岡市の自治協議会の代表で出ていますので、皆さんのためのアンケート等、いろいろ意見をとってみました。先ほどからお話があるように、屋台がコミュニティの場であるかどうか。私たちが進めているコミュニティは、屋台がなければ推進できないものではないんです。先ほどのアンケートであるように、地域とか地元の皆さんの利用がだんだん減っているというのは、いい店が今増えているからなんです。

今、私たちの地域では、回遊のまちづくりを進めているんです。博多駅に着けば、ラーメン屋さんはここだとか、うどん屋さんはここだと、そういういい店をたくさん紹介していこうと、そうして、ぐるっと回れるようなまちづくり、これを推進しているわけですね。そうすると、地域の人には、自分たちはわざわざ屋台には行かなくてもいいという人も多いんですね。その中で屋台を残さなければいけないというキーワードは、観光資源として皆さんに期待されるような屋台をどうやってつくっていくのかということだと思います。

平成12年に屋台指導要綱ができました。これは屋台を残すためのものですが、いわゆる屋台は将来消滅しますよというように市民は皆、受け取ったわけですね。いつかなくなるだろうと、期待しているわけです。そして、この問題ですね。今日のこの委員会です。

だから、市民の中には「なくなるだろう」という意見があるということも、我々の中では検討しなければいけない。しかしながら、さっきの言うキーワードの観光資源という問題については、これは非常に我々は注目しなければいけない、今後とも取り組まなければいけない課題として残している。

先ほど言った10年の指導要綱はそのままになっている。なくならない。なぜ守られなかったのか。私はその問題も検討する必要があると思う。市道を使ったりという問題もいろいろあったかもわかりません。先ほど石森先生が言われたように道路を使っている、これは大きなマイナス面だと私は思います。これで、いわゆるにおいだとか、不衛生だとか、設備問題等いろいろ出ているんです。もし観光に特化するとすれば、そういう観光向けの、ある程度、これが福岡の屋台だと言われるものを今から創設していかないと、他都市は福岡の屋台に学んで、いろいろなことをやり始めているんですね。他都市に負けますよ。

今後の屋台のあるべき姿は戦後のリヤカーじゃなくて、新しいスタイルの屋台に転換すべき時代が来ているんじゃないか。だから、そういう意味では、観光に特化した屋台を、我々としてどうつくっていったらいいか。できるだけ、今、石森先生が言われたように、道路は使わずに、道路以外の公共用地なら公共用地を使っていく、そういう形でやる。そして、それに移行するために、時限立法的に今の指導基準はちゃらにする。なくして、改

めてそういう指導基準をつくったらどうか。

私のコミュニティという立場でいけば、屋台がなければコミュニティができないということはないです。よそから来られた方が1杯飲むと。よその都市ではそれができないかという、よその都市はできるわけです。いっぱいいい店があるわけですね。それがなければコミュニティができないというのは詭弁だと思います。

そういうことで行けば、観光者、特に今、福岡であれば韓国とか中国とか東南アジアからたくさん来られますね。この人たちは屋台になじんでいますから、非常に親しみを感じるんですね。そういう文化が博多にある、しかも、そういう文化が世界から集まってきて、あそこは非常にインターナショナルな屋台があるんだと、ないしは屋台に行けば昔の博多の味が味わえるんだというものを残さなければいけないけれども、その残し方については、住民をあんまり視点に置かなくて、私はいいんじゃないかと思う。

だから、市長がおっしゃるように、観光資源として屋台問題をどうやって進めたらいいかという形ですれば、道路の問題とかは解決していくと思います。

それから、今のおいがするとかも、道路だからこういう問題が起こっているんですよ。一定の場所に設備を備えてやれば、こういう負のいろいろな問題はもう解決するんじゃないか。ルールとか何とか、そこの場所に行けば、そんな道路使用上の問題はないんですからね。だから、そういういろいろ解決策の近道は、このあたりにあるんじゃないか。

今日出していただきました4ページの表をじっくり見て、宿題としてもう1回、どうやったらいいのか、どのあたりに解決策の糸口があるのか、皆さんが次回までにそれぞれペーパーに書いて持ってくるというぐらいの気持ちで次回に臨まないと、解決しませんからね。次回まで日にちがありませんから。

そうやってコンパクトに意見をまとめて、その中で集約して行かないと、ばらばら言ってもなかなかまとまらないじゃないでしょうか。以上です。

【鳥越会長】 ありがとうございます。福山さんに私のかわりに会長になっていただきたいぐらい。

【中原委員】 今の意見と私も大体かぶっているんですけども、もともとこれは一代限りというのを見直そうという発想だったと思うんですが、発生から今の現在に至るまで、福岡だけにこうして今の形で残っているということで、こういう形を残すという進め方でいくとすれば、当然、今まで議論されてきた負の部分、それから、観光資源としてのいい面で、福岡の観光として残そうということでしょうけれども、例えば、マイナスの部分を

一つ一つクリアしていくということにつきましては、相当費用がかかる問題だと思うんですね。

先ほどもちょっと委員の方からお話が出たように、ほんとうにこういう形で福岡の財産として残すのであれば、福岡の市の税金、福岡市全部で考えていかなければいけないかなというまとめが載っております。確かにそうでしょう。

しかし、道路使用許可もそうですが、そういう負の部分の解決、それから、守っていただくために検証していく、屋台だけに相当の費用が継続的にかかってくる。屋台営業にそれだけかけるのか。そのところを押さえて、この委員会を開催していかないと、ちょっと乱暴な話になってくるかと思いますが、なかなか物事が深く進んでいかないんじゃないかなろうかと思っております。ある程度方針を決められて、ほんとうに福岡市がそれだけの予算を組みながら、ずっとこれをやっていけるものかどうかということを最初から私は思っております。

先ほどの他の飲食業組合さんのほうと屋台業者との違い、そのところのクリアも必要でしょうけれども、道路使用許可は警察の問題で、非常に難しいんですね。

例えば、八百屋さんとかスーパーで、日中、恒常的に歩道まではみ出して物を置いてあるところもあります。そういう指導までするのか。屋台に注目して、屋台だけ厳しくしていったら、そういうところは甘くというか、目が届かない。そういう問題もまた起こってくるのではないのでしょうか。

そして、今の形の屋台を継続していくかどうか。先ほど来から他都市の屋台村の話が出てきておりましたけれども、それではよくないんだという意見が、前々回か、前回かの委員会のときに出ておりました。こういう体系が福岡の屋台の体系だというふうなことも出ておりましたので、こういうのを継続していくには、新しいルールもつくって、それなりの検証をずっとしていかなければいけない。そのために一代限りという条例が平成12年にできたんじゃないかなろうかと思っておりますので、そこから見直していかなければ、なかなか7回では終わりづらいかなと私は思っております。以上でございます。

【鳥越会長】 ありがとうございます。

屋台にいろいろと行政が金をかける意味があるのかというようなことをおっしゃったと思います。これはよくわかりませんが、おそらく、基本的には業者が自主的に全部改善をしていくことであろうし、行政が全部手とり足とり全部やることではきっとないので、そんなに金がかかるわけではないというふうに僕は理解していますけれども、実施に

当たっては多少必要で、こういう会合だってある程度お金はかかっていますから。

【西川委員】 10ページに、「今回の検証を踏まえ、住民の方々の不信感を払拭するために」と書いてありますよね。私は、今回は、最初から屋台との共生のあり方ということで、市に対する不信感、市長に対する不信感が大変大きくなりました。

まず第一に、先ほど、宮本先生が衛生の問題を言われましたけれども、私たちの店はすごく厳しいです。手をこんなんしなさい、あしなさいと、検査が年に何回かあっています。屋台のほうは、済みませんけれども、検査する以前の問題ではないでしょうか。一応、市がなさってみてください。その衛生の問題に関する不公平感。

そして、交通。皆さんは8平米とおっしゃいましたが、必ず後ろに軽乗用車とかがとまっています。ある料亭さんの前にとまっていて、自分のところにお客さんが来るんですけれども車がとめられない、夜遅くまですごいにおいがしているという店舗を構えた方のいろいろな問題。そして、観光客は夜だけではありません。昼も通られます。

私、川っ縁を歩いていました。鳥越さんもたしか、昼、お歩きになったとうちの息子が言うておりましたけれども、歩きますと水があります。そして、ベニヤ板があって、給排水をきちんとしてあっても、ベニヤ板の上に水がすごくて、くさいにおいがします。昼も観光客は那珂川を歩いています。

そして、交通の問題も、例えば、うちの横にそういうふうに駐車したら駐車違反を取られます。2万近く取られます。ああいうのは、警察は何をしているんですか。今、暴力事件、発砲事件が起きていますけれども、捕まえてくれましたか。ですから、県警にも住民は不信感を抱いております。

そして、佐藤先生がやはり学者だなと思ったのは、観光地、他市に行って、120人全員が屋台賛成だと。観光客はそうですよ。でも、韓国のブログをざらんなったことはありますか。日本にいろいろ観光客が見えます。その人たちがブログに書かれています。いい面もあるでしょうけれども、観光客、韓国から来た人は、韓国語では書いてないから、幾ら取られたか、幾らなのかわからない。日本でもブログが見られます。その中に、法律というのは最低限守るルールを決めたんだから、書いてないから何をしてもいいというのはどうなんだというのを書いてあります。高いのか、安いのか値段もわかりませんということです。

ですから、観光客を対象にするならば、今、福山さんが言われましたように、わかりやすくする。例えば、博多の屋台は現地人と行かないと日本人でもぼったくると。韓国語で

も、ぼったくるという言葉があるんですね。それを日本語に訳しています。もしも存続するならば、安心して行ける、そういうことを考えていただきたいと思います。

いいニュースでは、2週間ほど前にテレビで、自分は屋台を引いていました、でも、お店ができましたと言って、若者がテレビに出てありました。私は、そういうのは希望があるなと思っています。

そして、存続するならば、ルールを決めて、きちんと守れる人をしてほしいというのが願いです。以上です。

【鳥越会長】 ありがとうございました。

屋台には韓国語のメニューの表示はないんですか。

【米倉委員】 はい、つくっています。

【西川委員】 そのメニューが、ちゃんと見えるところに張ってありますか。メニューをくださいと言わなければわからないという日本人もたくさんいます。

【鳥越会長】 それは、これからの改善として。米倉さんたち、おわかりになりましたよね。これは具体的なことなので、今後の改善点としては残していきたいと思います。

【西川委員】 鳥越委員長、もしもこういうブログが海外に流れて、そういうふうに博多の屋台に行ったらそうなのよというのは大問題ですよ。

【鳥越会長】 そうですね。それはもうそのとおりで、その辺は、日本全体として、アジアからのお客様に対するサービスとかいう点について、おくらしているのかもしれないですね。アジアの国々に行くと、ちゃんと日本語で表示してあったりするんですね。日本のお客様をすごく意識している。そこが日本の場合はまだそこまで意識してない。これからだと思いますね。

おそらく日本でもまちによって違うんでしょうけれども、長崎あたりになると結構外国語の表示があったりするんですね。対馬に行けば、ほとんど韓国語の表示らしいですけどもね。道路標識の問題とか、いろいろあって、これは何も屋台だけの問題ではなくて、全体的に、これから日本が製造業だけじゃなくて、観光業、サービス業にかなりウエートを移していくときに、当然、中国、韓国、タイ、ベトナムなどの東南アジアとの関係はどんどん深くなっていくので、そういう配慮というのはこれからしていかなければならないというのは、これはおそらくだれしも思うところで、ここであえて言うことはないんですけども。

あと1問ぐらいいいかな。ございますか。はい、どうぞ。

【大崎委員】 屋台組合の方にちょっとお伺いしたいんですが、この一代限りの10年前の条件が一つあるのは、譲渡の権利の問題が大きく絡んでいるんじゃないかと思うんですが、この点は一切出てきないんですよね。これが一代限りのキーポイントになっているんじゃないかと思うんですね。

今、我々はこうして一代限りのプラス面とマイナス面を言っていて、プラス面はもう皆さん理解されておると思いますが、マイナス面は、地域住民、そこを通行してある方々と、おたくたち組合との話し合いになると思うんですよね。そうしないと、この問題はいつまでたっても解決しないと思うんですよ。

だから、講習会を開かれたときに、地域住民の方にも入っていただく。組合員さんだけで幾ら話し合っても、守らなければそれまでなんですよ。だから、地域住民のご意見もしっかり聞いていただいて、これからのルールづくりをしないといけない。これは行政が中に入っていないと、なかなか進まないと思うんです。そういうことの中でルールづくりをしていただいて、チェックマンを置いて、罰則等々を決める。要は、共生でやっていきましょうということになるのであるならば、お互いが譲らなければやっていけませんので、お互いがそうしないと、もう屋台はつぶれてしまいますよね。

僕は一代限りといのは、これは条件つき一代限りみたいなものをつくっていかないと、当然、一代限りになっていけば、それで終わっちゃうわけです。そういうところも、これからの話し合いになろうかと思うんですが、その点をしっかり考えていただきたい。

これが一番絡むのは保健所なんですよ。許可をおろすのは全部保健所がおろすわけですよ。行政がおろしますけれども、保健所が許可します。保健所が言うのは、個人のお店であっても、きちんとお客のところと厨房との間仕切りをなさいますか、とんでもない、わけのわからん条件があるわけですね。だから、屋台での間仕切りは何ですかと、空間の中にあるだけで、どこからどこまでが間仕切りなんですかというような問題も絡んでくる。保健所の問題を言うと、また大変になりますので、要は、地域住民のマイナス面を何とかプラスにしていただけるように、組合の皆さんに指導していただきたい。

そして、屋台組合に全員加盟させてください。そうしないと、アウトローがやりたい放題やって、加入しているところだけがまじめに守らなければならないんですかという問題が必ず起きてくると思います。そういう意味においても、もし、組合が3組合あるんだったら、全部の屋台がどこかに入って、皆さんの指導を受けられるようにしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。以上です。

【鳥越会長】 これは、業者の方にご意見として受けとめていただけてよろしいですね。

【澤野委員】 はい。

【鳥越会長】 進行の予定の時間を過ぎていますので、次へ行きたいと思います。

【井上委員】 よろしいですか。

【鳥越会長】 どうぞ、いいですよ。

【井上委員】 今まで幾つか問題提起されています。それに関連するような形でちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず、行政への不信感ということで、私、第2回にこういうものをつくってくださいということでつくっていただいたんですが、私、第3回と第4回、欠席してしまったんですね。これは、果たして、この場の中で、どこまで説明があったのかというのを、まず聞かせていただきたいんです。

【鳥越会長】 説明があったというか、説明はないです。

【井上委員】 何もない。

【鳥越会長】 これは、添付資料として渡されています。

【事務局（臼井）】 今回はご説明しておりませんが、第3回に一通り報告書の内容、行政の取り組み、その課題という形でご説明いたしまして、一番右に、これまでこの項目に関していただいているご意見を入れているというような表にしております。ご説明は一通り第3回で差し上げているところがございます。

【井上委員】 わかりました。

問題は、何で行政への不信感がずっと芽生えてきたかということ、多分、前回の指導要綱をつくったときの話し合いの中で、ルールを決めて、守ってないとペナルティーが発生しますよということが決められたんですね。ということは、行政がどんなことをこれまでチェックをしてきて、どういう指導をしたか。ここに指導と書いているんですけども、この指導とは、どういう指導なんですかということを私はお聞きしたいと思うんですよね。

要するに、屋台対策指導員の方2名が週3回の巡回指導をし、違反を見つけたときに、どんな指導をしたんですか。あなたの店はこういうところがルール違反ですので、直してくださいというふうなことを指導したんでしょうか。それを2回、3回と繰り返したんでしょうか。多分、それをしてない。指導という非常にあいまいな表現です。だから、私は、もしもこれがこの場で説明があったとするならば、その辺をどなたかが指摘していただけたのかなと思ったんですけども、多分ないんでしょうね。同じように、合同指導が今年

から8回に増えたとかありますけれども、何で4回になったのか。今まで4回だったのが年に8回になる、この辺もなぜそうなったのかというあたりを説明していただきたい。そこから行政への不信感というものが芽生えたはずなので、そういう整理をしていただきたい、説明をしていただきたいというのが1点目です。

2点目は、宮本先生がおっしゃった、要するに、屋台の店舗と一般の店舗の不公平感がすごくあると思うんですね。鳥越委員長はあまりそういうふうにおっしゃらないですが、要するに、東京で一時、お昼の路上での弁当売りがすごく問題になりましたね。これはなぜかという、その近くで店舗を構えて営業している人と、お昼だけ来て、道路を使って弁当をする人の間に、すごく不公平感がある。でも、お昼のお弁当は、大した悪影響は与えないんですね。周辺の店舗の方以外には悪影響は与えない。一般の市民の方には与えない。安い弁当がある。なおかつ、そういうところは都心ですから、あまり住民の方がいらっしゃらないですね。ところが、屋台は夜ずっとですよね。しかも、住宅の中にあたりする。とすると、屋台のほうが昼間の弁当売りよりは、圧倒的に大きな悪影響を与えるはずですね。

そういうことから考えると、宮本先生がおっしゃったように、屋台と一般の店舗との、要するに費用の負担の問題があって、どこまで負担していますか、本来の負担に見合った道路の使用料を払っているんでしょうかというふうな形で我々は議論をしないといけないのではないかなというふうに思います。

それから、3点目、屋台を残すか残さないか。でも、これは前提をはっきりさせておかないといけないと思うんですね。どこの屋台——どこのというのは個別の地点名じゃなくて、道路なのか、公園なのか、それとも、公共が保有している土地なのか。特に問題なのは道路ですね。

第4回の議論の中で公有地というのがいっぱい出てきていたんですけども、公有地では、私は問題をとらえ切れなと思います。公園にある屋台がどこまで問題になっているか。だって、道路にある屋台の問題を解決するために公園に入ってきているわけですよね。とすると、屋台を将来的にどうするのかというときに、道路の屋台なのか、公園の屋台なのか、公共の持っている土地の中での屋台なのか、この辺をはっきりさせておかないといけない気がします。

その上で、基本的には道路の屋台の問題だと思うんですね。道路の屋台の一代限りの話があって、これは結局、長い目で見たら、屋台をなくそうということを前提にした対策だ

ったと思うんですね。だから、もしも道路の屋台を将来的に福岡市で残そうというのであれば、一代限りは当然取っ払わないといけません。でも、一代限りじゃないとすると何か。世襲制か。今、使っている人の子供たちにどんどん認めていくのか。道路の屋台はこれから福岡市ではまだまだ続けますよというとき、その使用者はだれかという、今使っている人に限るのか、それとも、その人にある期限が来たときに、屋台として残すとして、じゃあ、どなたに使ってもらいますかということになるのか。そうすると、多分、入札とかによって決めないといけない。

そういう意味で、一代限りという言葉は、もう今の時代には合わないんだろう。道路の屋台を残そうとしても、ずっと同じ人、あるいはその家系の人に使用させるのか、それとも、道路の屋台には公共性がある、公益性があるから、入札とかによって、その都度新しい占有者を決めていくのか、こういう議論をしないといけないのではないかなというふうに思います。

今まで出てきた主な意見に対してはそういうことでございます。

あと1点だけです。

この資料について二つほど指摘させていただきたいんですが、一つは、4ページの屋台の課題のマイナス面のところは一つ抜けていると思います。歩行者の交通障害というものがあるはずなんですが、それが抜けている。

それから、7ページのあるデータに対してコメントというか、文章化するとき、表現の仕方によって、その問題の深みというか大きさとかいうものが随分違ってくると思うんですね。

そういった意味で、これまでの検証のところの上下水道の一番上、「上下水道が整備されている割合は高くない」と。二、三割しか整備されてないのに、これを「高くない」と言っているのか。私だったら、絶対「低い」と表現します。先ほどの行政に対する不信が、何を指導してきたのというあたりがあいまいなことに端を発しているのと同じように、行政が書く文章は、どうしてもこういうふうに、あいまいに書いてしまう。問題があるところは、問題としてきちんと指摘するような表現にしていだかないといけないのではないかなと私は思います。以上でございます。

【鳥越会長】 幾つかの視点でご指摘をいただきました。これは、おそらく、これからの問題も含んでいますので、一応、受けとめさせていただきます。特に一代限りについてはこれからの話なので、とりあえず、ご意見は皆さん、一応よろしいですか。もう時間が

ありませんので、次に進みます。

お話を伺いまして、一応、疑問、質疑がいろいろありまして、どうしても、これまでの市がチェックというのが、今、井上委員からもありましたように、指導してきたということになっているけれども、どういう指導をしてきたのか、具体的な中身がいまいひとつよくわからない。おそらく皆さんの中には、ルールをつくって市が指導するというのが従来の指導要綱であったけれども、ちゃんとやられてないんじゃないかという行政に対する不信感というものが依然としてあるということで、この会をやる以上は、市の不信感というものをどうやって払拭していくかということ、行政当局としても受けとめていただかなければならない。そこが一番肝心なところだと思うんですね。

そういうことで、一応、今回までの議論を踏まえて、次回にどういうことをやればいいのかという取り組みの整理をしたいと思います。皆さんから出された課題がいろいろありますけれども、それをざっとまとめて、あと2回、どういう議論の進め方をしたらいいかということで、事務局と私の間で、一応話をしております。こういうことがあるんじゃないかということで、残りの時間がちょっとありますけれども、事務局のほうから、私と事務局ですり合わせた話をご説明願いたいと思いますけれども、臼井さん、いいですか。できますか。

【事務局（臼井）】 それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

まず大前提となるのが、10ページの一番最後にございます「今回の検証を踏まえ、住民の方々の不信感を払拭するために、今後同様の課題が生じないよう、市としても、また、営業者としても取り組んでいく必要がある」ということが前提になるかと思います。それを踏まえた上で、13ページをごらんください。

まず、屋台の公益性のところをごらんください。

これまでのご議論を踏まえると、屋台は単に観光資源としての意義や経済効果があるだけではなくて、まちのにぎわいや交流の場を創出し、また福岡のイメージとしてのアピール効果を有するなど、福岡市の都市の魅力向上に寄与しているのではないかと。

このことからすると、福岡の屋台は単なる社会慣習としての存在を超えて、いわば都市の装置として、福岡市・市民の利益の増進に資する公益性が認められる存在なのではないかと。このことから、次の屋台との共生というところですが、こういった公益性が認められるのであれば、マイナス面を解決することで、福岡のまちと屋台が共生をしながら、福岡市としても、屋台の効用・公益性などのプラス面を積極的に生かすことができるので

はないか。

そういったときに、次の屋台活用に向けた方策でございますが、現状として屋台の数は年々減少しておりまして、ピーク時400軒以上あった屋台が現在150軒程度ということで、また、屋台営業者の高齢化や後継者の不在などから、原則一代限りという制度のもとで、今後さらなる減少が予想されるところでございます。

そんな中で、都市の魅力向上につながる屋台を積極的に活用していくには、屋台が減少していることへ対策をどのように実施していくかということが課題となりまして、最後の論点でございますけれども、その論点として、原則一代限りのあり方の見直し、新規参入をどう考えるか、また、屋台営業ができる地域や場所の指定、環境整備のあり方などが考えられるところでございます。

また、冒頭の公益性というところを、どのような形で市として位置づけていくかということも論点として考えられるところでございます。

ご説明は以上でございます。

【鳥越会長】 時間はあと20分ありますけれども、今、臼井さんのほうから話されたこれからの議論の論点については今日もう随分出ていまして、今臼井さんがお話になった論点だけではなくて、例えば、負担の公平性の問題というようなことも出ておりましたし、幾つかまだあります。場所の問題はここに入っていますね。あとないのは、井上さんが言われたことで、行政がチェックしたと言っているけれども、実際、どのようにしてきたのかということがあまりわからんという議論がずっと最初からあるんだよね。行政に対する不信として、ルールをつくったのはいいんだけどルールが守られてないんじゃないのと、それなのに市は何もやってないんじゃないかと。

確かに、この間、視察に行ったときに、ルールという点でいうと、大きさは全然ばらばらでルールどおりじゃないですよ。それがいいか悪いかは別ですよ。僕はばらばらでいいと思っているんですけども、ルールを決めたのにルール上に従われてはいない。これは行政の指導としては、おそらく何もされてきなかったということだろうと思います。そのように幾つか、どういうふうにルールをちゃんと守ってもらうように指導していくかということがちゃんと検証されていないと、またここでやって、こうやってやりましょうというふうに決めても同じことなんじゃないか。おそらく、井上さんもそういうご意見ですよ。はっきり言って、我々もそういう印象は持っています。何回かここでやっても、結局、また同じじゃないかというふうになりかねないので、論点としては、行政の指導のあり方

のことも入れておいてほしいんですね。それはどういうふうにするのかね。

今、屋台のための特別の課ができたんですか。臼井さんは屋台課長と呼ばれているけれども、屋台課があるわけじゃないんだよね。

【事務局（臼井）】 私が屋台プロジェクト調整の課長ということで設置されておりますので、そういう組織はあることにはなります。

【鳥越会長】 前はなかったんだよね。

【事務局（吉村）】 ないです。それぞれの所管で、それぞれ対応していました。例えば、道路については道路を所管するところ、あるいは、食品の衛生に関しては食品衛生を所管するところが、それぞれ規制という観点で指導してきたという実態がございます。

【鳥越会長】 なるほど。縦割りで全部進められてきたということは、横の連絡があまりなかったということですね。

【事務局（吉村）】 そうです。

【鳥越会長】 屋台という一つの統一の組織というのはなかったということですよね。そういう意味では、今回は、前回とは違って、一応、屋台を担当する課長もできたことだし、組織もあるということで、もうこれは、これまでとは多少違うかと思います。井上さん、どうですか。僕も今日聞いて、初めてわかったんですけれども。

【松汐委員】 質問よろしいですか。ちょっと行政のほうにお聞きしたいんですが、この委員会が始まって、昨年の9月から現在まで、屋台指導要綱が厳然としてあるにもかかわらず、おそらく私の近くの屋台を含めてでございますが、10年前からほとんど変わってないんですよ。こういう委員会が立ち上がって、指導要綱がある。指導要綱もご存じです。それに対しての行政の屋台の営業について、どういう指導を9月からされたかということをお聞きしたいというのが第1点。

それから、さっき議論に出ましたが、もともと共生という言葉の中で我々は委員として出てきたので、最終的にはそれが頭に残っているんですが、本質は、市民感覚として、屋台で飲食する数は半分に減っております。これは市が出したデータです。それと、観光客の屋台に伺うパーセンテージも20%ぐらい落ちている。そういうことを考えると、もともと検証しなければいけないのは、今やってある営業においては厳然として屋台指導要綱が続いているんですよね。委員会は、これから先のそれを踏まえた議論と、それがどういう結果になったかによって、将来どう共生していくかという課題を課せられているんです。

議論の中で非常にあいまいになっているのは、9年間、昨日までどういう考え方だった

のかです。もちろん、研究会を立ち上げられたというのは新聞で見えて知っておりますが、その中には、ほんとうに真剣に許可申請をされる本人が出てきて、きちんとそれを受けられているかどうかはわからない。若い人がたくさんいて、そういう若い人は知らないというのはとんでもない話で、経営者がそれを教えるべきです。そういうことが常にあいまいになっているんです。

行政には、こういう委員会を立ち上げていただいとるんですが、9月から10月まで、屋台指導要綱に基づいてどういう指導をされたかお聞かせください。

【山崎副市長】 10ページを再度ごらんいただきたいと思います。一番下にございますように、この研究会での検証を踏まえて、住民の方々の不信感を払拭するために、今後同様の課題が生じないように市としても真摯に取り組まなければいけないということで、私どもとしては、今回の研究会でいろいろご指摘をいただいたことを踏まえて対応しようというふうに考えておったわけでございます。これからの対応だけではなくて、今のご指摘にもありますように、これまでの対応について、住民の方々から行政に対して、大変不信感を持たれているということに関しまして、ここでは十分ご説明し切れておりません。これまで——これまでというのは今日時点まで、本年度に入って研究会を立ち上げて以降の点も含めて次回ご説明したいと思えます。ご説明するプロトタイプは既に、先ほどちょっとご指摘があったこういう形でお示しをしておりますが、もう少し具体的に、これまでの取り組みで、私ども、なぜ、きちんとルールに基づいた指導を十分に切れていないのかという点についてご説明をさせていただく必要があると思えますので、次回ご説明をさせていただきたいと思えます。

その上で今後どう対応していくかということもあわせてご説明させていただくために、本日は9ページまでご説明をさせていただきまして、それぞれの課題解決に向けた考え方をご提示させていただきました。この課題解決の考え方はすべて、こういうことでいいだろうかということで今日お諮りしたんですが、記載していない点、例えば、食品安全衛生の点に関しては十分ご説明をこのペーパーではしておりませんので、つけ加えます。今日いただいた議論もつけ加えた形で、今度は私どもとして、こうしていくべきではないかという考え方を、次回ご説明させていただきたいと思えます。

そうすることによりまして、今日一番最初にご説明をさせていただきました4ページで、マイナス面をいかに解決するか、そして、住民の方々の不信感を払拭するかということ踏まえた上で、今後、屋台との共生の方法、プラス面をどう生かしていくか、その基本的

な考え方ということで、今日、最後時間がございましたが、ご説明をさせていただきました。

私どもとして初めて、プラス面を高く評価すべきではないかというのが、私ども市としてこの研究会を始めた大前提であるということをはっきりとご説明させていただきましたので、次回はこの点について十分ご議論いただく必要があると考えてございます。

屋台は、福岡にとっては都市の装置である、だから、そのプラス面を有効に使って、今後、住民の方々との共生を考えていくべきではないかということでお示しさせていただきました。この点についても、次回はご議論をいただきたいというふうに考えております。

【鳥越会長】 時間もなくなってまいりました。

私としては、もちろん、いろいろな意見がおありだし、全員同じ意見とは限らないわけですけども、ただ、いろいろな疑問、注文、改善点、こうしてほしいというような意見がたくさん出されました。私が会長として5回の会議をやった一つの立脚点として申し上げたいんですけども、屋台については、一定の公益性、メリット、市にとって、市民にとって評価すべき点があると判断をして、しかしながら同時に、これまでに多くのマイナス面、デメリット面を抱えながらやってきたという現実がある。それは、皆さんからいろいろな意見を出していただいたとおりですが、その問題について、行政及び業者、当事者を含めて、積極的に解決に取り組んでもらって共生を今後もやっていくという方向で、あと2回やるということで、皆さんよろしいでしょうか。そういうことを皆さんにお諮りして、とりあえず、今日の会議は一応終わりにしたいと思います。特に反対意見がなければ、そういうことでやらせていただきます。

ただ、前市長時代といいましょうか、指導要綱ができたときに「一代限り」という文言が入ったということは非常に重たいわけです。この文言について私は最初に印象を申し上げたわけですけども、議論を聞いてきてようやくわかったんですけども、一代限りというのは、皆さんがおっしゃるように、やがてなくなると、いずれ屋台は福岡からなくなるよという意味なんですね。一代限りですから、当代のおやじが死ねば当然なくなるという意味を言外に含んでいるわけですね。それについては、これは私の個人的な意見ですけども、せっかく福岡市の博多のイメージとして屋台というものがあるのにもったいないなということで、この一代限りというのは、もう1回、考え直したほうがいいんじゃないか。

それから、新規参入というのもひょっとしたらあるかもしれない。そのときにノーとい

う議論があるのかどうか、それは知りませんが、そういうことも含めて、ちょっとこれからは、今後の屋台のあり方について、次回からのあと2回は考えてみたいなというふうに思います。

今日の議論については大体この辺で終わりたいと思いますが、あと四、五分残っておりますので、まだ言い足りない、今日は一言もしゃべってないという人はお願いします。田中さん、どうですか。もう指名しちゃいます。何かありますか。感想でもいいですけども。マイクはそこにあります。

【田中委員】 今日はおくれてしまったので、ちょっと出だしがいまいちわからなかったんですけども、私も皆さんと同じ意見だったので、次々挙手をされて意見を言われてしまったのが現実です。

【鳥越会長】 ああ、そうですか。その中で一番言いたかったのは何ですか。

【田中委員】 一番言いたかったのは、行政に対する不信感というのは私もありまして、周りの意見も、この委員会の委員としてこういうことをさせていただいているというお話をしたときにも、住民からは屋台はなくしたほうがいいんじゃないのという意見を率直に聞く機会が多かったんです。そういった中で、私もこうやって参加させていただいたんですけども、福岡というところは屋台の歴史がすごく古い場所で、観光としての資源としても大事だと思ったので、私の意見としては存続していただきたいんです。その中で、住民と屋台の店舗さんのほうで、譲り合ってうまく共生していく方法を考えていくべきじゃないかなというのがあるので、こういった不安な点とか不信に思っている点は、どんどん意見を言っていただいて、それを行政の方たちがしっかりと真摯に受けとめて、こういった指導をしているのかを明確にさせていただいて、お互いが納得して、うまく共生していけたらいいなと思っております。

【鳥越会長】 わかりました。ありがとうございました。あと一人だけ。

【ニック・サーズ委員】 コメントとしては、ちょっとびっくりしているというか、意外だったのは、非常にネガティブな意見が多いことです。もちろん、今の屋台の状態はよくない、問題や課題がたくさんある。しかし、前回八尋さんの報告にあったように、実際に経済効果があります。私たちがやっているアンケート、市がやっているアンケートの中でも、多くの市民は残すべきということが出ているし、私は、ほかの委員と同じように、これからの観光資源だと思います。昔の屋台は別な何かがあったと思うんですけども、将来の屋台は、観光のためにすごいプラスになることは、多分みんなわかっていると思い

ます。であれば、絶対直さないといけないところを、きちんと厳しく一つずつ直せばいい。

もうちょっとポジティブに考えてよくて、ほかのまちにはない文化なんです。なくすのは簡単ですが、こういう観光客がエンジョイできる、市民がエンジョイできる、ほかのまちと差別できる、イメージシンボルをゼロからつくるのは大変で、なかなかできないんです。これは、例えば、東京タワーより高いものを建てるという話ではなくて、人間関係、市民関係、ヒューマニティー関係のものです。直さないといけないところは当然それを直すべきだと思いますけれども、皆さんがもうちょっとポジティブなスタンスがとれれば、何か方法はあると思う。

【鳥越会長】 わかりました。ちょうど時間になりましたので、今日の会議はこれにて打ち切らせていただきますけれども、ニックさんに最後に言っていただいて、屋台にはいろいろ問題があるけれども、これは歴史的におそらく博多というまちが残してきた、ある種の財産であろうと僕は思います。であればこそ、余計、問題点をきっちりと皆さんに出していただいて、できるだけ改善して、皆さんに迷惑や問題を引き起こさないような形で喜んでもらえる屋台にするにはどうしたらいいかということを次回やって、最終的な報告書にしたいというふうに思っております。臼井さん、次はどうしますか。

【事務局（臼井）】 次回の第6回研究会につきましては、2月の17日金曜日の13時から、場所はこの福岡市役所15階講堂を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 当面、具体的にどういうことが問題になって、どういうことを改善していったらいいかということを次回は話し合って、みんなで確認をしていきたいと思います。それでよろしいですね。

【事務局（臼井）】 はい。

【鳥越会長】 それでは、今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

— 了 —